

附属機関等の概要

(1面)

1 名 称	県立美術館協議会	
2 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	博物館法第20条及び県立美術館条例第5条	
4 設 置 目 的	美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べること。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	美術館の運営に関すること。	
6 会議の開催状況 (令和3年度)	① 開催期日 令和3年12月2日(木) ② 主な審議事項 令和2年度事業実施結果及び令和3年度事業実施計画・状況について 宮崎県立美術館運営ビジョンに基づく評価について	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の 状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin: 5px 0;"></div> <input type="checkbox"/> 未定
	議事録又は議 事概要等の公 表	<input checked="" type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 宮崎県立美術館ホームページ 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所管課(室)名	教育庁 生涯学習課 社会・家庭教育担当 電 話: 内線3315 (直通)0985-26-7245	

